

CJRP Discussion Paper Series

一般人からみた 民事紛争における法利用

一高齢者消費者被害シナリオを用いた
サーベイ実験から一

前田智彦

名城大学法学部

No.4

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

一般人からみた民事紛争における法利用 —高齢消費者被害シナリオを用いたサーベイ実験から

前田智彦

〔要旨〕

本稿では、訴訟利用調査を補完するために行ったインターネット調査によるサーベイ実験の一部についてその概要と分析結果を報告する。

実験で用いたシナリオは、ひとり暮らしの老親が詐欺的な訪問販売の被害に遭い、それを契機に初期の認知症を患っていることが判明するというものである。その状況を前提に、「係争利益(stake)の大きさは、法使用行動に対する肯定的評価を導く」という仮説命題の系として、次の2つの仮説を検証した。仮説1は、詐欺的な訪問販売の被害回復のための法使用行動（弁護士への相談）に対する評価は、(a)被害額が大きい方が肯定的になり、また(b)被害者（老親）の資産が小さい方が肯定的になるというものである。仮説2は、成年後見制度の利用の是非を判断するにあたって、対象となる高齢者（老親）の資産が大きい方が成年後見が望ましいとする回答が増えるというものである。

実験データで二元配置分散分析を行ったところ、仮説1(a)のみが支持された。

また、被害者が成年後見を利用する場合、成年後見人としてどのような人がふさわしいかという質問では、「被害大・資産大」で弁護士が、「被害小・資産小」で親族が選択されやすいことがクロス表による分析の結果示された。

実験結果は、一般人が紛争場面・紛争予防的場面の双方で「弁護士利用が費用倒れにならないか」という観点から、弁護士利用の是非について無意識的・直感的なコストベネフィット分析を行っていることを示唆するものといえる。

1 はじめに

訴訟利用調査班では、訴訟当事者・代理人弁護士に対する質問票調査を補完するために、調査会社の登録モニターを対象としたインターネット調査を行った。この調査の一部として実施したサーベイ実験について本稿では報告する。

このサーベイ実験の目的は2つあった。第1は、訴訟行動・訴訟過程を決定・評価する際の、特定の要因の働きの検証である。訴訟利用調査の対象となる実際の事件では、多数の要因が様々に組み合わさり、特定の要因の効果を検証するために他の要因をコントロールすることがケース数の制約から難しい場合が多い。提示するシナリオ内の計画要因を操作するサーベイ実験によって、特定の要因の効果を仮想的にはあるが検証することが可能になる。

第2の目的は、訴訟事件のサンプル数が集まらなると予想された「高齢社会に特有の問題」に関する知見を得ることである。訴訟利用調査では、事件記録が一般の閲覧に開かれていない家庭裁判所における家事審判事件、人事訴訟事件を調査対象に含めることができ

なかった。調査対象とした民事訴訟通常事件にも、「高齢社会に特有の問題」は含まれるが、比較的少数であろうと予想された。そこで「高齢社会に特有の問題」に関する仮想事例を題材としたサーベイ実験で、高齢化に伴い増加するであろう問題・紛争に対する人々の考え方を探ろうとした。

以上のような目的から、訴訟利用調査班では、民事紛争のシナリオを用いたサーベイ実験を実施した。著者らは、2008年に訴訟行動調査を補完するインターネット調査の一環としてサーベイ実験を実施したが(Maeda, 2009; 前田, 2010. 以下、「前回調査」と呼ぶ)、本実験はその再現実験に加えて、高齢化の進行で件数の増加が見込まれる成年後見に関連した事例で、法使用行動（紛争処理過程での相談行動、紛争予防的な成年後見の利用）の評価を左右する要因を検証した。

本章では、「高齢社会に特有の問題」における法使用行動の評価がどのような要因によって変化するかを検証したサーベイ実験（以下、「本実験」と呼ぶ）の結果を分析・報告する。

2 仮説

本実験で用いたシナリオは、ひとり暮らしの老親が詐欺的な訪問販売の被害に遭い、それを契機に初期の認知症を患っていることが判明するというものである。その状況を前提に、「係争利益(stake)の大きさは、法使用行動に対する肯定的評価を導く」という仮説命題の系として、次の2つの仮説を検証した。

仮説1：詐欺的な訪問販売の被害回復のための法使用行動（特に弁護士への相談）に対する評価は、(a)被害額が大きい方が肯定的になり、また(b)被害者（老親）の資産が小さい方が肯定的になる。

仮説2：成年後見制度の利用の是非を判断するにあたって、対象となる高齢者（老親）の資産が大きい方が成年後見が望ましいとする回答が増える。

前回調査では、見知らぬ他人とケンカになり一方的に殴られた被害者が損害賠償を求めるといったシナリオの下で、被害額が大きい方が、弁護士への相談等の被害者の法使用行動に肯定的な評価が下されるとの知見が得られていた(Maeda, 2009; 前田, 2010)。一般化すると、「係争利益(stake)の大きさは、法使用行動に対する肯定的評価を導く」と考えられる。

著者らは、高齢消費者被害のシナリオにおいても、被害額が法使用行動の評価を左右する要因となると考えた。また、資産については、資産がほとんどない場合は同じ被害額でも相対的に大きな被害と評価され、被害額が大きい場合と同じように法使用行動の評価に肯定的な評価が下されると考えた。

高齢者のための成年後見の是非の判断においては、高齢者の資産の大小が、「係争利益」に相当し、成年後見の申立（法使用行動）の評価に影響を与えると想定した。特に、著者らのシナリオでは当事者（Cさん）は、老親の唯一の推定相続人であり、成年後見制度によって老親の資産を保全することで、将来自らが相続する財産を確保できる立場にある。

3 実験内容

本実験は、前回調査同様に、調査会社を通じたインターネット調査の設問の一部として組み込んだ形で実施した。商業的なインターネット調査で一般的な方法（前田，2015）で、回答者（被験者）を募集した。

本実験に先立つ質問のうち問 24 では、超高齢化社会と司法制度の関係という観点から、成年後見制度について解説した上で、回答者の成年後見制度に対する考え方、期待を尋ねた。

問 25 がサーベイ実験に充てられている。うち本実験では、高齢消費者被害・成年後見に関する事案を用いた（参照資料として後掲）。前半部分は、「知り合い」の「C さんのお母さん」に起こった詐欺的な訪問販売による消費者被害を描写した。

この前半部分には、2 つの計画要因が組み込まれている。第 1 の要因は「C さんのお母さん」の資産で、「借家暮らしで、預金も 2～300 万円程度」というごく少額の資産（資産小）と、「暮らしている家・土地と、預金や証券など併せて 1 億円程度」の多額の資産（資産大）の 2 つの条件を設定した。第 2 の要件は、被害額で、総額 50 万円（被害小）と 100 万円（被害大）の 2 つの条件を設定した。

この前半部分につづく質問では、「（1）お母さんのトラブルについて、C さんはどのような人に相談するのがいいでしょうか。」として、「自治体の高齢者関係の窓口」、「消費生活センター（自治体の消費者問題の窓口）」、「弁護士」、「警察」に相談した方がよいか、相談しない方がよいか尋ねた。また、「（2）この話を読んで、C さんのお母さんがこれまで通りの暮らしを続けることについて、あなたは心配ですか、心配ではありませんか。」と、尋ねた。

質問の後半では、「C さんのお母さん」が初期の認知症であることが判明し、C さんが成年後見の利用を検討していることを示した。

これに続き、「（3）お母さんが将来的に金銭的なトラブルにあわないよう、C さんは成年後見を使うべきでしょうか。」として、「（ア）家庭裁判所にお母さんの『成年後見人』の選任を申し立てた方がいい [か]」、「（イ）もし C さんが「成年後見制度」を利用すると決めたら、あなたのご意見では、どのような人が C さんのお母さんの後見人になるべきですか?」として、成年後見の利用の是非、成年後見人の人選（親族、法律専門職、福祉専門職、その他から選択）について質問している。

4 実験結果

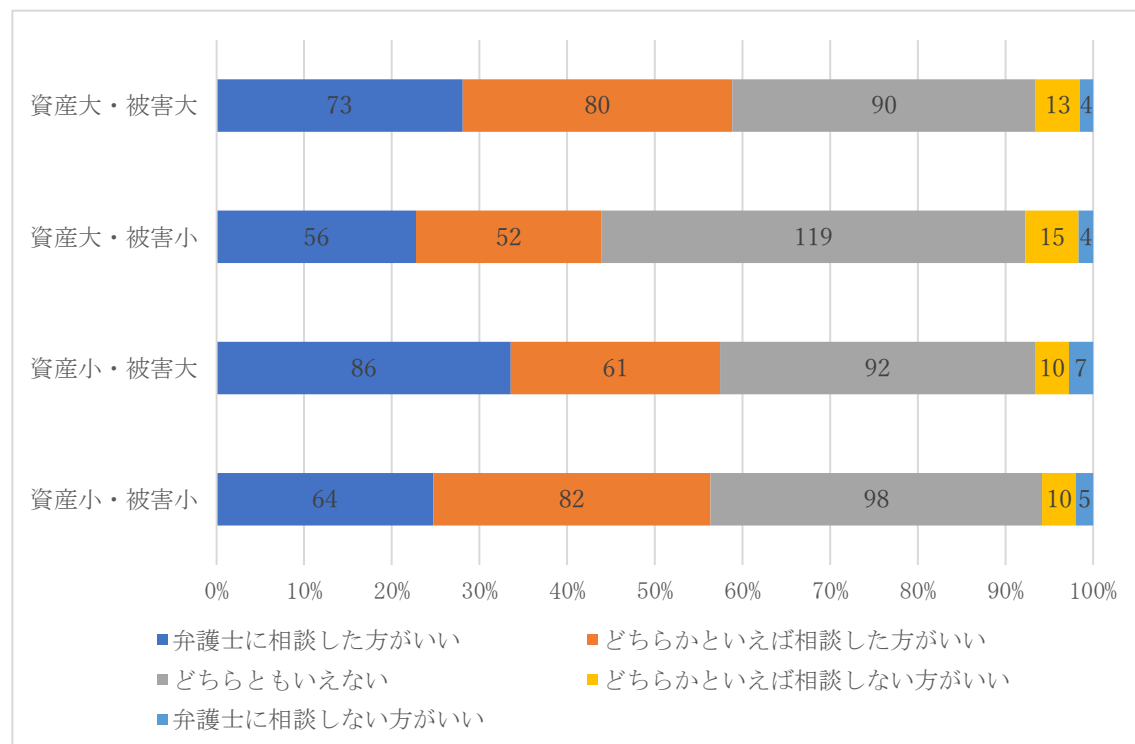
本実験の結果は、仮説 1 (a) を支持し、かつ、仮説 1 (b)、仮説 2 を棄却するものであった。

4.1 実験結果—相談すべき相手

C さんが相談すべき機関・専門職について尋ねた、問 25(1) (ア)～(ウ)、(オ)については、機関・専門職の間で比較した場合、いずれの実験条件でも、「消費生活センター」が「相談した方がいい」という回答の比率で大きくリードしており（[資産大・被害大] 条件で 61.5%）、「自治体の高齢者関係窓口」がこれに次ぐ（同じく 51.0%）。弁護士、警察につ

いては、似たような回答分布であり、条件によって順位が入れ替わる。この比較から、本実験で提示した「老親の訪問販売による消費者被害」というシナリオは、まず消費者被害の問題として認知されることが示される。

このうち、当事者による法使用と密接に結びつく、問 25(1) (ウ)「あなたは、C さんが弁護士に相談した方がいいと思いますか、しない方がいいと思いますか」(グラフ 1) について、二元配置分散分析による被験者グループ間の比較を行うと(図 1)、被害額(仮説 1(a))については、被害大条件の下で、回答の平均値が有意に小さく、被害が大きくなると回答分布が「相談した方がいい」との方向に動くことが示された。資産(仮説 1(b))については、グループ間で平均の有意差がなく、被害者の資産が小さければ、被害が同額でも法使用行動が肯定されやすいとの仮説は棄却された。



グラフ 1 : Q27B1. (ウ) 相談するべきか : 弁護士 (実験条件別)

従属変数:

ソース	タイプ III 平方 和	自由度	平均平方	F 値	有意確 率
修正モデル	8.854 ^a	3	2.951	3.105	.026
切片	5268.282	1	5268.282	5543.338	.000
資産	2.263	1	2.263	2.381	.123
被害	5.668	1	5.668	5.964	.015
資産 * 被害	1.119	1	1.119	1.178	.278
誤差	966.537	1017	.950		
総和	6238.000	1021			
修正総 和	975.391	1020			

a. R2 乗 = .009 (調整済み R2 乗 = .006)

表 1 : Q27B1. (ウ) 相談すべきか : 弁護士 分散分析による被験者間効果の検定

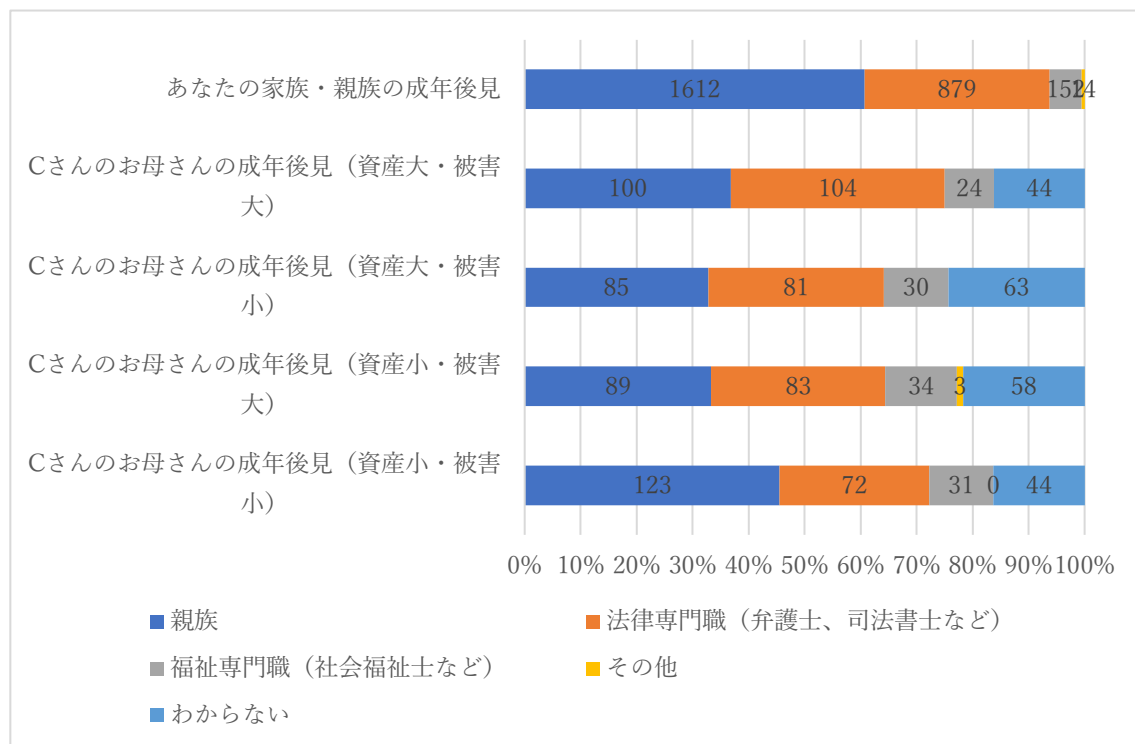
4.2. 実験結果—成年後見の利用

問 25(3) (ア) 「C さんは家庭裁判所にお母さんの「成年後見人」の選任を申し立てた方がいいでしょうか, 申し立てない方がいいでしょうか。」の回答については, 二元配置分散分析による被験者グループ間の比較でも, 被害額, 資産のいずれについても有意差が現れず, 仮説 2 は棄却された。

0. 実験結果—誰が成年後見人として望ましいか

続いて, 問 25(3) (イ) では, 「もし C さんが「成年後見制度」を利用すると決めたら, あなたのご意見では, どのような人が C さんのお母さんの後見人になるべきですか?」として, 「親族」, 「法律専門家 (弁護士, 司法書士など)」, 「福祉専門家 (社会福祉士など)」, 「その他」, 「わからない」の 5 つの選択肢から回答を被験者に選ばせた。

グラフ 2 は, この問いに対する被験者グループ毎の回答分布と, 成年後見制度に対する一般的な意見を尋ねる中で「もしあなたの家族・親族に成年後見人が付くとしたら, 誰になってもらいたいですか。」として, ほぼ同じ (親族の例示のみ異なる) 5 つの選択肢を提示した問 24(5) の回答分布をあわせて示したものである。比較すると, 自らの家族・親族の成年後見人について尋ねられた場面では, 「親族」の比率が高く, 詐欺的取引の被害にあったシナリオを見たあとで「C さんのお母さん」の成年後見人について尋ねられた場面では, 「親族」の比率が下がることがわかる。



グラフ 2 : Q25 (3) (イ)・Q24 (5) 誰が成年後見人として望ましいか (質問・実験条件別)

		親族 (Cさん、 またはCさんのお じ・おばなど)	法律専門職 (弁 護士、司法書士 など)	福祉専門職 (社 会福祉士など)	合計
資産小・被害小	度数	123	72	31	226
	調整済み残差	2.8	-2.8	-0.1	
資産小・被害大	度数	89	83	34	206
	調整済み残差	-1.0	0.2	1.2	
資産大・被害小	度数	85	81	30	196
	調整済み残差	-1.0	0.5	0.6	
資産大・被害大	度数	100	104	24	228
	調整済み残差	-0.9	2.1	-1.7	
合計	度数	397	340	119	856

図 2 : 実験条件と問 25 (3) (イ) の回答のクロス表 (観測度数と調整済み残差)

また、「Cさんのお母さん」について尋ねられた場面でも、実験条件によって回答分布が異なるように見える。そこで、問 25 (3) (イ) の回答のうち「わからない」を欠損値、「その他」を外れ値として除いた上で、実験条件とのクロス表を作成すると、図 2 のようになった。実験条件と問 25 (3) (イ) の回答には相関が認められた (カイ二乗検定による両側有意確率=.041)。調整済み残差からは、実験条件と問 25 (3) (イ) の回答が独立と仮定した場合の期待値と比較して、[資産小・被害小] 条件の場合は、「親族」との回答が有意に

多く、「法律専門職」との回答が有意に少なく、[資産大・被害大]条件の場合は、「法律専門職」との回答が有意に多いことを読み取ることができる。

高齢者の資産・被害の大小は、成年後見の申立そのものの判断には影響を与えないが、成年後見人の人選については影響を与えることを、この実験結果は示している。

5 考察

係争額が大きければ、当事者の法使用行動がより肯定的に評価されるという、前回調査で明らかになった命題 (Maeda, 2009; 前田, 2010) を、本実験ではシナリオで提示する紛争類型を変えて追試した。この追試でも命題が支持され、複数の紛争類型にまたがる頑強なものであることが示された。

他方で、本実験ではじめて検証した、資産の大小と法使用行動の関係については、消費者被害の実質的な大小という局面でも、成年後見制度の利用の是非という局面でも相関が認められなかった。もっとも、成年後見人の人選の判断については、資産の大小が影響していることがうかがえる。法律専門職を成年後見人に望むことが法利用の一種であると考え、この場面での係争利益(stake)に相当する資産の大小が、被害の大小すなわち資産毀損のリスクの大小とともに、法使用行動の是非の判断を左右しているとも解釈できる。

前回調査および本実験の被験者は、弁護士への相談をはじめとする法使用行動に相応のコストが伴うと想定して、係争利益とコストベネフィット分析を無意識的・直感的に行っていると考えることができる。その意味で、紛争状況での法使用行動について、一般市民も合理的な判断・評価をしている。

もっとも、本実験で「Cさんのお母さん」が被った被害を評価するにあたって資産の大小が影響していないことから、係争利益の判断では、資産との関係で被害の深刻さを評価するのではなく、明示された被害金額と想定する弁護士報酬額を比較衡量して、費用倒れにならないかの判断をし、それにより法使用行動(弁護士利用)の適否を判断しているとみられる。

成年後見制度の利用のような予防法学的法使用では、いまだ現実化していない将来の法的紛争、財産既存のリスクを軽減・回避するために弁護士等の法専門職、成年後見等の法制度が利用される。弁護士報酬等の法使用のコストは確実に発生するが、リスクの程度を予測・評価することが、そもそも難しい。本実験は、既に詐欺的取引の被害に遭ったという状況を提示した(比較的リスクを想像しやすい)条件下では、法使用(弁護士の成年後見人への就任)への評価が、既発被害・資産の大小によって影響されることを示した。

総じて本実験の結果は、法使用行動に対する一般人の評価が、無意識的・直感的なコストベネフィット分析に基づいていることを示唆するものといえる。

〔文献〕

Maeda, Tomohiko (2009) "An internet survey experiment analyzing the Japanese people's judgment on the use of lawyers and courts: the findings from A Nationwide Internet Survey of the General Public Regarding Civil Litigation" 名城法学 58(4) 133 – 123.

前田智彦 (2010) 「第三者からみた紛争当事者の法使用行動と民事裁判」 フット, ダニエ

ル・H＝太田勝造『裁判経験と訴訟行動』（東京大学出版会）117-136.
前田智彦（2015）「法社会学におけるコンピュータ支援調査の展望」理論と方法 30(2) 241
－252.

参照資料：シナリオαイ（条件：資産なし，50万円）

（下線は，計画要因としてシナリオ・バリエーションごとに操作した箇所に採録にあたり追加した）

次のような高齢者の財産的なトラブルをめぐる事件についてお答えください。

あなたの知り合いの男性Cさんには，70代後半のお母さんがいます。Cさんのお父さんはすでに亡くなっていて，Cさんには兄弟姉妹はいません。

Cさんのお母さんは，遠方にあるCさんの生家で一人暮らしをしてきました。あなたの知るかぎり，Cさんのお母さんは，公的年金と個人年金で生活費に困らない程度の収入はあります。借家暮らしで，預金も2～300万円程度しか有りません。

Cさんが先週訪ねた時に，真新しい羽毛布団一式が梱包されたまま押し入れにしまわれているのに気づきました。お母さんに確かめてみると，半年ほど前から訪問販売業者が尋ねてくるようになり，その人から布団や調度品など総額 50万円に上る品物を購入したとわかりました。業者が残していった文書を確認すると，すでにクーリングオフの期間も過ぎていましたが，Cさんは，契約をキャンセルして，商品の返品と引き換えに支払い済みの代金の返還を求めたいと考えています。

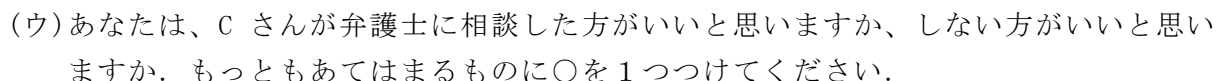
（1）お母さんのトラブルについて，Cさんはどのような人に相談するのがいいでしょうか。

（ア）あなたは，Cさんが自治体の高齢者関係の窓口に相談した方がいいと思いますか，しない方がいいと思いますか。もっともあてはまるものに○を1つつけてください。

自治体窓口	どちらかといえば	どちらかといえば	自治体窓口		
相談しない	相談しない	どちらとも	相談した	相談した	
方がいい	方がいい	いえない	方がいい	方がいい	
1	2	3	4	5	9

消費生活センター

消費生活センター

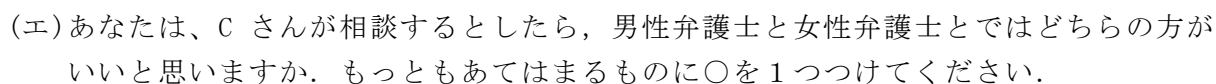


弁護士に

どちらかといえは

どちらかといえは

弁護士に



どちらかといえば

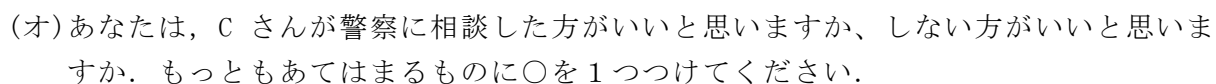
どちらかといえば

男性弁護士に

男性弁護士に

女性弁護士に

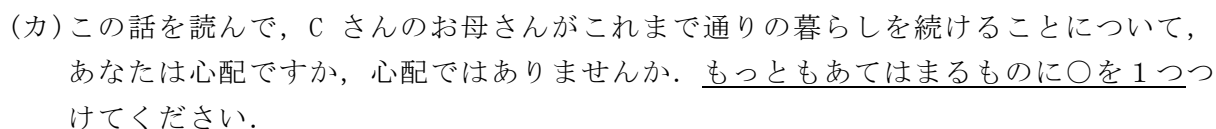
女性弁護士に



警察に相談しな

どちらかといえば

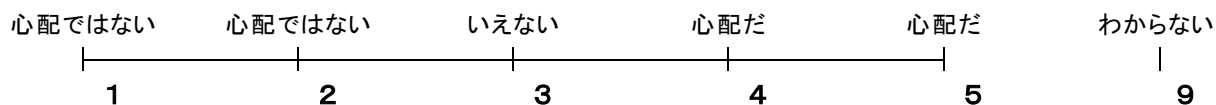
どちらかといえば



どちらかといえば

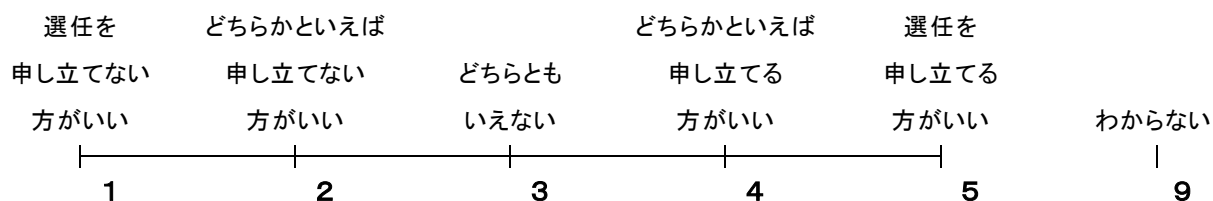
どちらとも

どちらかといえば



Cさんが少し調べてみると、成年後見という制度があることがわかりました。成年後見は認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人々を保護・支援するための制度です。家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人（被後見人）の利益を考えながら、本人を代理して契約をしたり、本人がした不利益な契約を後から取り消したりすることなどができます。

(ア)Cさんは家庭裁判所にお母さんの「成年後見人」の選任を申し立てた方がいいでしょうか、申し立てない方がいいのでしょうか.



1 親族（Cさん、またはCさんのおじ・おばなど）
2 法律専門職（弁護士、司法書士など）
3 福祉専門職（社会福祉士など）
4 その他（具体的に： _____）
NA わからない